

福島県12市町村移住支援金実施要領

第1 趣旨

福島県12市町村移住支援金交付事業（以下「事業」という。）の実施に関する取扱いについては、福島県12市町村移住支援金交付要綱（令和3年6月15日付け第353号）（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 交付対象者の要件

申請者が、移住支援金を受けるために申請時において満たすべき要件は、以下のとおりとし、1の要件を満たし、かつ2又は3のいずれかに該当し、世帯の申請をする場合は4、更に子育て加算の申請をする場合は4及び5を満たすことを必要とする。

1 移住等に関する要件

次に掲げる（1）、（2）及び（3）に該当すること。

（1）移住元に関する要件

次に掲げる事項に該当すること。

- ① 12市町村内に住民票を移す直前に、連続して3年以上、福島県以外の地域に在住していたこと。

（2）移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 12市町村に転入（住民票の異動）をしたこと。
- ② 令和3年7月1日以降に転入したこと。
- ③ 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。
- ④ 自らの意思で、県外から12市町村に定住（移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住）し、就業又は起業すること。ただし、業務上、5年以上継続して居住することが困難と認められる場合は除く。
- ⑤ 原則として、12市町村内に、住居を自らの資金で賃借若しくは購入し、又は現に確保していること。ただし、住居を自らの資金貸で借若しくは購入していない、又は現に確保していない場合でも、定住することが明確であると認められる場合は対象とする。

（3）その他の要件

- ① 次の12市町村の意見を聞いて福島県が定める者のいずれかに該当すること。
 - ア 避難地域の復興支援、特に避難地域が抱える課題の解決に意欲を有する者。
 - イ 避難地域の復興まちづくりの基礎人材となる者。

ウ 避難地域において新規立地、事業再開した企業の産業人材となる者。

エ 避難地域の地域資源や文化の継承に意欲を有する者。

- ② 1 2 市町村へ移住して地域の活動に参加する意思を有している、又は、現に参加していること。ただし、家庭の状況等で参加が困難な場合は除く。
- ③ 過去に移住支援金の交付を受けた者ではないこと。（過去に移住支援金の交付を受け返還命令の対象となった者、虚偽の申請等が判明した者を含む。）
- ④ 平成23年3月11日時点で1 2 市町村に居住していた者（住民票があった者）以外の者であること。
- ⑤ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ⑥ 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ⑦ その他、県が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

2 就業に関する要件（就業した場合）

1の要件を満たした上で、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (1) 週20時間以上の無期雇用契約を法人等と契約していること、又は、自ら事業（一次産業を含む。以下同じ。）を営んでいること。
- (2) 申請時に就業、又は自ら事業を営んでいる実態を確認できること。
- (3) 国家公務員又は地方公務員、独立行政法人職員、国又は地方自治体の行政機関、国又は福島県の出資する法人（第3セクター含む）への就業では原則ないこと。ただし、市町村等職員のうち、医療・福祉・介護・保育の現業職員は除く。
- (4) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではないこと。
- (5) 5年以内に、1 2 市町村から通常交通手段では通勤が困難と県が判断する勤務地への異動が予定されていないこと。
- (6) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する業務でないこと。

3 起業に関する要件（起業する場合）

1の要件を満たした上で、転入後1年以内に福島県1 2 市町村起業支援金の交付決定を受けていること。

4 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (1) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- (2) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- (3) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和3年7月1日以降に転入したこと。
- (4) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において転入後3か月以上1年以内であること。

(5) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

5 子育て加算に関する要件（子育て加算を申請する場合）

4の要件を満たした上で、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(1) 18歳未満の者を帯同した世帯での申請であること。

(2) 申請者が、12市町村に住民票を移す直前に、連続して3年以上、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住していたこと。

(3) 令和5年4月1日以降に12市町村に転入したこと。

第3 交付対象者の登録

要綱第5条の移住支援金交付対象者の登録においては、次の書類を提出すること。

1 登録に必要となる書類

(1) 福島県12市町村移住支援金交付対象者登録届出書（第1号様式）

第4 移住支援金交付申請

要綱第6条の移住支援金交付申請においては、次の書類を提出すること。

1 交付申請に必要となる書類

(1) 福島県12市町村移住支援金交付申請書兼実績報告書（第2号様式）

(2) 写真付き身分証明書（提示により本人確認できる書類）のコピー

(3) 世帯員全員の記載がある住民票謄本の写し

(4) 移住元の住民票の除票の写し等（移住元での在住地、在住期間を確認できる書類。世帯向けの金額を申請する場合は、登録者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類）

(5) 戸籍謄本の附票の写し等（平成23年3月11日時点の居住地が確認できるもの）

(6) 次に掲げる区分に応じて、それぞれに定めるもの

① 就業の場合

ア 就業先法人の就業証明書(様式第3号)

イ 健康保険証又は雇用保険証のコピー。若しくは、自ら事業を営んでいることを証明するための売上等が分かる資料。

② 起業の場合 福島県12市町村起業支援金の交付決定通知書のコピー

(7) 住居を証明する書類（賃貸契約書又は登記簿謄本のコピー。若しくは、企業の社宅等であることが分かる資料）

(8) 移住支援金の交付申請に関する誓約事項（第4号様式）

(9) 移住支援金に係る個人情報の取扱い同意書（第5号様式）

(10) 移住支援金の振込先となる口座の預金通帳等のコピー

(11) その他、県が必要と認める書類

第5 交付決定及び通知

要綱第7条第1項の交付の決定については、「福島県12市町村移住支援金交付決定兼確定通知書（第6号様式）」により通知するものとする。

また、第2項の不交付の決定については、「福島県12市町村移住支援金不交付決定通知書（第7号様式）」により通知するものとする。

2 県は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。なお、市町村の交付状況を踏まえて審査を行う場合がある。

第6 移住支援金の交付請求

要綱第8条の交付請求においては、次の書類を提出すること。

(1) 福島県12市町村移住支援金交付請求書（第8号様式）

第7 交付決定通知書の再交付

申請者が移住支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、「福島県12市町村移住支援金交付決定通知書再交付願（第9号様式）」（以下「再交付願」という。）を県に提出しなければならない。

第8 再交付決定及び通知

県は、第7に規定する再交付願の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに「福島県12市町村移住支援金交付決定兼確定通知書（再交付）（第10号様式）」により、当該申請者に交付する。

第9 現況の報告

要綱第14条の現況報告においては、申請日から5年を経過する日までの間、当該申請日から1年ごとに、4月1日現在の継続居住及び就業の事実について、5月31日までに「福島県12市町村移住支援金現況届（第11号様式）」を提出すること。

第10 転出・転居の報告

支援金の交付を受けた者は、当該移住支援金の申請日から5年を経過する日までの間に、移住先の市町村から転出しようとする場合又は移住先の市町村内で転居しようとする場合は、「転出・転居先報告書（第12号様式）」により県に報告しなければならない。

附則

この実施要項は、令和3年7月1日から適用する。

附則

この実施要領は、令和4年4月1日から適用する。

附則

この実施要領は、令和5年4月1日から適用する。